

広島市民球場運営協議会関係法令

○広島市民球場条例（抜粋）

（広島市民球場運営協議会）

第 21 条 市長の諮問に応じ、球場の運営に関する重要な事項を審議するため、広島市民球場運営協議会を置く。

2 広島市民球場運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○広島市民球場条例施行規則（抜粋）

（協議会の組織及び運営）

第 6 条 条例第 21 条第 1 項に規定する広島市民球場運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、次条から第 10 条までに定めるところによる。

（組織）

第 7 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に補欠が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 8 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市活性化局都心再開発部において処理する。

(協議会の運営に関する事項の委任)

第10条 前3条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

観戦環境の改善等

1 平成 22 年度追加整備

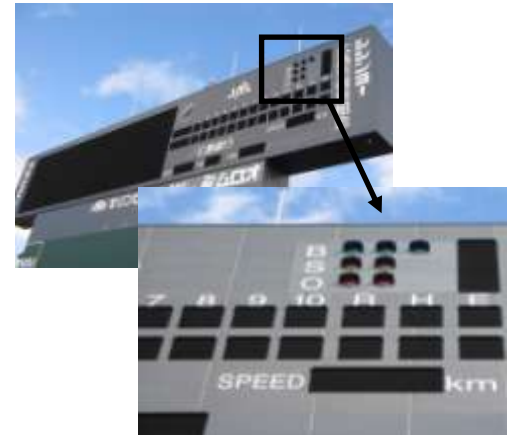
(1) スコアボード改修工事【カープ球団整備】

① 概要

- ・ 国際試合で表示されるボールカウントに合わせて S B O 表示を B S O 表示へ変更

② 事業費：約 640 万円

③ 完成年月日：平成 22 年（2010 年）5 月 17 日



(2) バリアフリー関係【カープ球団整備】

① 概要

車いすスペース増設

121 席 ⇒ 142 席（21 席増設）

- ・ コンコース上 13 席増設
- ・ ビジターパフォーマンス 4 席増設
- ・ カープパフォーマンス 3 席増設
- ・ 正面内野砂かぶり席 1 席増設

② 事業費：約 50 万円

③ 完成年月日：平成 23 年（2011 年）2 月 28 日



3 階コンコース



ビジターパフォーマンス



カープパフォーマンス



正面内野砂かぶり

(3) レフトパーティーフロア改修【カープ球団整備】

① 概要

内装の変更等により観戦環境を向上

- ・床面への木目調のシート貼付
- ・観戦用モニター等の設置

② 事業費：約 570 万円

③ 完成年月日：平成 23 年（2011 年）2 月 28 日



レフトパーティーフロア（1階）



レフトパーティーフロア（2階）

(4) パーゴラ（日よけ棚）への竹簾の設置【カープ球団整備】

① 概要

- ・パーゴラの内側約 40mに竹簾を設置
- ・あさがお等の緑のカーテンと合わせて一層の清涼感を創出

② 事業費：約 240 万円

③ 完成予定日：平成 23 年（2011 年）3 月 25 日

